

国保の人間ドック申請を受け付けます

秋田市国民健康保険加入者の「日帰り人間ドック」の受診申請を受け付けます。各医療機関によって自己負担額、検査項目、定員などが異なります。

詳しくは、市ホームページをご覧ください。

◆広報ID番号 1004365

*市ホームページにあるリンク先から、電子申請をご利用いただけます。

【対象】秋田市国民健康保険加入者で、次のすべてを満たすかた。

①来年3月31日時点で35歳以上

②今年5月末で74歳以下

③今年4月までの加入月数が通算12か月以上

④国民健康保険税を完納している

*後期高齢者医療制度、社会保険などに加入しているかたは対象外です。

【申請方法】先着順ではありません。感染症対策のため、電子申請の活用をお願いします。

●電子申請

申請期間▶3月14日(月)午前8時30分から4月14日(木)午後5時までの間、いつでも申請できます。お手元に被保険者証をご用意ください

●窓口申請 初日の午前は大変混み合いますので、避けて申請されるようお願いいたします。

申請場所▶市役所1階特定健診課と各市民SC(中央・東部・南部別館を除く)、アルヴェ1階きらめき広場
申請期間▶4月12日(火)・13日(水)・14日(木)、午前9時～午後5時(アルヴェ1階きらめき広場は午前10時～午後4時)
持ち物▶国民健康保険被保険者証

【受診者の決定】申請が各医療機関の定員を超えた場合は、抽選により受診者を決定します。抽選結果は、申請したかた全員に5月中旬までにお知らせします

【ドック実施医療機関】市立病院、秋田赤十字病院、中通健康クリニック、秋田厚生医療センター、秋田県総合保健センター、秋田赤十字病院附属あきた健康管理センター、白根医院、土崎病院

【自己負担額】約1万2千円～1万8千円

●問い合わせ

特定健診課 ☎(888)5636

進学に伴う国民健康保険の届出をお忘れなく

進学のため市外に転出する場合、学生用の国民健康保険被保険者証発行の届出が必要です。有効

期限が今年3月31日の学生用保険証をお持ちで、4月以降も引き続き学生のかたも届出してください。

なお、卒業や退学した場合は、脱退の届出が必要です。詳しくは、市ホームページをご覧ください。

◆広報ID番号 1004000
発行の届出に必要なもの▶在学証明書(原本)または入学したことがわかる書類、マイナンバー確認書類、本人確認書類

届出窓口(平日のみ)▶市役所1階国保年金課、各市民SC(中央・東部・南部別館を除く)、駅東SC、岩見三内・大正寺の各連絡所

●問い合わせ

国保年金課 ☎(888)5633

新型コロナウイルスの影響による収入減に伴う国保税減免

新型コロナウイルスの影響により、世帯主のかたの令和3年の収入が令和2年に比べて3割以上減少した場合令和2年中の所得が0円のかたを除く、国民健康保険税を減免できる制度があります。

申請期限は3月末。添付書類が必要ですので、申請方法など詳しくは、市ホームページをご覧ください。多くかかお問い合わせください。

◆広報ID番号 1025092

●問い合わせ

国保年金課 ☎(888)5632

国民年金には学生納付特例制度があります

国民年金には、在学期間の保険料の納付を猶予し、社会人になつてから納付できる「学生納付特例制度」があります。

詳しくは、市ホームページをご覧ください。

◆広報ID番号 1004005
対象▶大学、短大、専修学校などの在学生で、前年の所得が128万円以下(本人に扶養家族がいる場合は、1人38万円加算のかた)、または失業などの理由があるかた

申請時の持ち物▶本人確認書類、マイナンバー確認書類、学生証または今年4月1日以降に取得した在学生証明書(原本)、会社などを退職して学生になったかたは、雇用保険被保険者離職票など

申請期間▶令和4年度の申請は4月1日(金)から。過年度の申請は、受理された月の2年1か月前から当該年度末まで申請できます。1枚の申請書で1年度分(4月から翌年3月)です

申請窓口(平日のみ)▶市役所1階国保年金課、各市民SC(中央・東部・南部別館を除く)、駅東SC、岩見三内・大正寺の各連絡所

●問い合わせ

国保年金課 ☎(888)5633



秋田市の人口

令和4年2月1日現在 (平成27年国勢調査の結果を反映した数値)

301,117人(-304)…男▶142,001人(-167) 女▶159,116人(-137)

1月分…出生▶145人 死亡▶403人 転入▶379人 転出▶425人

* ()内は前月比です。

1年前の人口▶303,337人

世帯数▶138,021(-131)

* 令和2年国勢調査の結果を反映した数値は今後公表予定です。情報統計課調査統計担当 ☎(853)8290

ごみの野外焼却は法律で原則禁止されています

ごみを野外で焼却することは法律で原則禁止されていて、罰則として5年以下の懲役もしくは1千万円以下の罰金またはこれらの併科(2つ同時に)に処せられます。剪定枝や刈草などを含めて、家庭ごみはごみ集積所へ、事業所ごみは許可業者に委託するなどして、適正に処理してください。

● 問い合わせ

廃棄物対策課 ☎(888)5713



◆ 広報あきた2月18日号に掲載した広報クイズの当選者にお一人分、記載漏れがありました。次のかたが当選されています。おめでとうございます。
・ペンネーム「にょん」さん

秋田市への移住者数

令和4年1月末現在 ()内は前年同月比

令和3年度に
移住した世帯数
127世帯(+17)

令和3年度に
移住した人数
254人(+40)

県に移住希望登録をし
秋田市へ移住したかた

人口減少・移住定住対策課
☎(888)5487



マスクのポイ捨ては絶対にやめましょう

家庭ごみを出すときは、ごみ袋の空気を抜いて、しっかりと縛って封をしましょう。

正しく捨てることはご家族にとっても、ごみを収集・処理する作業員にとっても、円滑・安全な作業を行う上で大切な行動です。みなさんのご協力をお願いします。

◆ 感染症にかかったかた またはその疑いのあるかたの 使用済みマスクなどの捨て方

- ① ごみ箱に袋をかぶせて、袋がいつぱいになる前に早めに出しましょう
- ② 袋を取り出すときは、ごみに直接触れることのないようにして、空気を抜いてからしっかりと縛りましょう。万が一、ごみが袋の外面に触れた場合や、袋が破れている場合は、袋を二重にしてください
- ③ ごみを捨てたあとは、石けんを使い、流水でよく手を洗いましょう



● 問い合わせ

環境都市推進課
☎(888)5708



地域づくり交付金の事業提案を募集

町内会などが行う、個性ある地域づくりや課題解決に向けた活動を支援する地域づくり交付金の事業を募集します。詳しくは、市ホームページをご覧ください。

◆ 広報ID番号 10122470

対象事業▶地域団体による防災、防犯、交通安全、環境整備・美化、世代間交流などの公益的活動
交付額▶1件5万円以上50万円以下
申請期間▶4月18日(月)から5月16日(月)まで

● 問い合わせ▶各地域ごとに各市民SCへどうぞ

- 中央市民SC ☎(888)5643
- 東部市民SC ☎(853)1063
- 西部市民SC ☎(888)8080
- 南部市民SC ☎(838)1213
- 北部市民SC ☎(845)2261
- 河辺市民SC ☎(882)5161
- 雄和市民SC ☎(886)5550



学校給食の調理員・配膳員(代替職員)を募集

市立の小・中学校で、学校給食を

調理・配膳する職員を募集します。ご応募されたかた全員に登録となり、あらかじめ決められた勤務日ではなく、必要に応じて学校から連絡を受けた日に勤務していただきます。詳しくは、市ホームページをご覧ください。

◆ 広報ID番号 1024279

勤務期間▶4月から1年間(再度の任用もあります)
* 春・夏・冬季の休業日は除く。

勤務時間▶おおむね午前8時15分〜午後4時45分(うち4時間または7時間45分勤務)
勤務内容▶学校給食の準備、調理、配膳、清掃など

報酬▶日額6千371円〜6千433円(4時間勤務の場合は時給822円〜830円)。距離に応じた通勤手当あり

申し込み▶履歴書(顔写真添付)を教育委員会総務課へ提出してください(郵送可)。余白には「代替登録希望」と記入し、また備考欄かその他欄に主たる登録校と通勤可能な学校を記入してください。

〒010-8560

秋田市教育委員会総務課

* 各学校からの勤務の連絡のため、履歴書に記載された連絡先を各学校に提供します。

● 問い合わせ

教育委員会総務課
☎(888)5803

